

なるため、幼稚園と同様に4月からの入所児童の決定を前年秋頃に行うこと が想定される。この場合、一般の保育所よりも入所児童の決定時期が早くな るが、こうした早期の入所決定は、育児休業からの職場復帰の見通しが立ち やすいという利点もあるため、今般の認定こども園制度の実施を契機に、一 般の保育所についても、例えば前年秋から3月までの間に段階的に入所の決 定を行うなど、入所決定時期の早期化を図られたいこと。

②認定こども園である保育所に関する市町村の情報提供

市町村は、児童福祉法第24条第5項の規定に基づき、認可保育所の運営状 況等に関する情報提供を行っているが、認定こども園である保育所については、一般の保育所について行われている情報提供に加え、以下の事項につい て情報提供を行うものであること（児童福祉法施行規則第25条第1項）。

- i) 当該保育所が認定こども園である旨
- ii) 「保育に欠ける子ども」及び「保育に欠けない子ども」の受入枠
- iii) 都道府県知事に届け出た入所児童の選考方法
- iv) 「保育に欠ける子ども」及び「保育に欠けない子ども」の利用料

6 児童福祉法及び私立学校振興助成法の特例

認定こども園制度については、地域の実情に応じた柔軟な対応を可能とする一方で、子どもに対する教育及び保育の質の確保の観点から、国の財政措置は幼稚 園又は保育所の認可を受けた施設に対してのみ行うこととしているが、認定こど も園の設置促進や円滑な運営を図る観点から、幼保連携型認定こども園について 以下のような財政上の特例措置を講じるものであること。

- ①保育所の施設整備費は、社会福祉法人等のみが助成対象とされているが、幼保 連携型認定こども園を構成する幼稚園及び保育所の設置者が同一の学校法人で ある場合には、当該学校法人立の保育所についても、市町村による施設整備費 助成の対象とすること（法第14条による児童福祉法第56条の2第1項の読み替 え）。

- ②幼稚園の施設整備費及び運営費は、いずれも原則として学校法人のみが助成対

象とされ、学校法人以外の主体が助成を受けた場合には、私立学校振興助成法に基づき、学校法人化が義務付けられるが、幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園及び保育所を設置する社会福祉法人については、学校法人化措置義務の対象外とし、社会福祉法人のまま、当該幼稚園について助成を受け続けることができるものとすること（法第15条）。

7 附則関係

（1）施行期日

法は平成18年10月1日から施行するものであること（附則第1項）。

（2）名称の使用制限に関する経過措置

法の施行の際限に認定こども園という名称又はこれと紛らわしい名称を使用している者については、名称の使用制限に関する法第9条の規定は、法施行後6月間は適用しないこと（附則第2項）。

（3）検討

政府は、法施行後5年を経過した場合において、施行状況を勘案し、必要があると認めるときは、法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること（附則第3項）。

第2 児童福祉法施行令及び社会福祉法施行令の一部を改正する政令関係

1 児童福祉法施行令の一部改正

法第13条第2項の規定により読み替えられた児童福祉法第51条第4号の規定による私立認定保育所における保育の実施に係る市町村の支弁額の算定に際し、控除すべき保育料に相当する額の算定方法を規定する等の措置を講じるものであり、具体的な内容については第1の5(3)⑤を参照されたいこと。

2 社会福祉法施行令の一部改正

認定こども園の設置促進や円滑な運営を図る観点から、幼保連携型の認定こど

も園については、幼稚園と保育所の合計定員が現在の認可基準である60人に達する場合、保育所の定員が10人以上であれば、保育所の認可を行うことを認める措置を講じることに関連して、幼保連携型認定こども園を構成する保育所を経営する事業については、社会福祉事業の対象者の最低人員の特例として、常時保護を受ける者が10人以上であれば社会福祉事業に位置付けること（社会福祉法施行令第1条第3号）。

第3 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則関係

認定こども園の認定に関する手続きの詳細、子育て支援事業の定義等について規定するものであり、具体的な内容については第1の2及び3を参照されたいこと。

第4 幼稚園設置基準の一部を改正する省令関係

1 保育所等との合同活動等に関する特例

幼保連携施設が、認定こども園として幼稚園児と保育所等児とで合同活動を実施し、幼稚園の学級定員の範囲内で幼稚園教諭が幼稚園児と保育所等児とともに教育・保育することができるよう、一学級の幼児数、置くべき専任の教諭の数、備えるべき園具及び教具について所要の読替を規定していること（幼稚園設置基準第13条）。

この合同活動の実施に当たり、幼稚園と保育所等の保育室を共用する場合における幼稚園設置基準の適用については、幼稚園と保育所等の共用面積を幼稚園の面積として計算することができる（幼稚園設置基準附則第3項）。

2 既存の保育所又は幼稚園に関する特例

既存の保育所又は幼稚園が円滑に幼保連携型認定こども園に移行できるよう、適正な運営に実績を有する既存の保育所又は幼稚園が、その認定要件を満たすべ

く幼保連携施設となる場合について、次の特例を定めること。

(1) 各学級に置かなければならない専任の教諭の数に、保育士の資格を有する助教諭の数（既存の保育所又は幼稚園と幼保連携施設を構成する幼稚園又は保育所の措置又は移転の後に採用されたものを除く。）を含むものとすること（幼稚園設置基準附則第4項及び第6項）。ここでいう採用とは、幼保連携施設を構成する幼稚園と保育所の設置者が異なる場合においては、これらの設置者のどちらにとっても新規採用となる場合を指すものであること。

こうした助教諭に係る臨時免許状の授与、すなわち既存の保育所に雇用されている保育士に対して臨時免許状を授与するにあたっては、以下の点に留意されたいこと。

ア 各施設における資格保有者の状況、学級数の状況、臨時免許状申請者の意欲、適性及び能力等に照らして、必要最低限の範囲で適切な者に授与を行うこと。

イ 臨時免許状の再授与が際限なく繰り返されることのないよう、臨時免許状申請者のそれまでの資格併有に向けた取組実績に関する事項の授与の要件とする等の取組みを行われたいこと。

(2) 園舎が耐火建築物であり、かつ、児童福祉施設最低基準第32条第8号口からチまでに規定する要件に該当する場合には、保育室、遊戯室及び便所の施設を二階以上の階に置くことができること（幼稚園設置基準附則第4項及び第6項）。

(3) 当該幼保連携施設において保育する満3歳以上の子どもの保育の用に供する保育室又は遊戯室の面積が、当該子ども1人につき 1.98m^2 以上である場合には、園舎の面積に関する幼稚園設置基準の規定を適用しないことができる（幼稚園設置基準附則第5項及び第6項）。

また、当該施設において保育する満3歳以上の子どもの保育の用に供する屋外遊戯場及び運動場の面積が、当該子ども1人につき 3.3m^2 以上である場合には、運動場の面積に関する幼稚園設置基準の規定を適用しないことができる（幼稚園設置基準附則第5項及び第6項）。

第5 児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令関係

1 児童福祉法施行規則の一部改正関係

私立認定保育所の利用手続きについて直接契約を導入することに伴う所要の改正を行うものであり、具体的な改正内容については第1の5を参照されたいこと。

2 児童福祉施設最低基準の一部改正関係

(1) 認定こども園である保育所の設備の基準の特例

認定こども園である幼保連携施設を構成する保育所であって、以下の要件を満たすものは、当該保育所の満3歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該幼保連携施設外で調理し搬入する方法により行うこと。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとすること（児童福祉施設最低基準第32条の2）。

- ①当該保育所が業務上必要な注意を果たし得る体制が確保されること。
- ②栄養士による必要な配慮が行われること。
- ③衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する受託業者であること。
- ④年齢、発達段階や健康状態に応じた食事の提供、アレルギー等への配慮など、食事の内容、回数及び時機に適切に対応できること。
- ⑤食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

(2) 認定こども園である保育所の職員配置の特例

認定こども園である保育所における保育士の配置について、以下のとおりとすること（児童福祉施設最低基準第33条）。

①満3歳以上満4歳に満たない幼児

幼稚園と同様に1日に4時間程度利用する幼児（以下「短時間利用児」という。）おおむね35人につき1人以上、1日に8時間程度利用する幼児（以下「長時間利用児」という。）おおむね20人につき1人以上

(2)満4歳以上の幼児

短時間利用児おおむね35人につき1人以上、長時間利用児おおむね30人につき1人以上

(3)保育内容

保育所における保育の内容については、現在、「保育所保育指針について」(平成11年10月29日児発第799号厚生省児童家庭局長通知)に定められているが、厚生労働大臣が定める告示によるものとすること。なお、告示を定める時期としては、保育所保育指針の次期改訂時を予定していること(児童福祉施設最低基準第35条)。

(4)公正な選考

私立認定保育所における法第13条第2項の規定に読み替えられた児童福祉法第24条第3項の規定による入所児童の選考は、公正な方法により行わなければならぬこと(児童福祉施設最低基準第36条の2)。

(5)利用料

保育所がその提供する付加的なサービス(利用者の選定により提供されるものを除く。)に関して利用者から利用料の支払を受ける場合にあっては、当該利用料の額は、当該サービスの実施に要する費用を勘案し、かつ、当該者の家計に与える影響を考慮して定めなければならないこと(児童福祉施設最低基準第36条の3)。

(6)既存の幼稚園又は保育所に関する特例

既存の幼稚園又は保育所が円滑に幼保連携型認定こども園に移行できるよう、適性な運営に実績を有する既存の幼稚園又は保育所が、その認定要件を満たすべく幼保連携施設となる場合について、次の特例を定めること。

①幼保連携施設の園舎の面積(満3歳に満たない乳児又は幼児の保育の用に供する施設設備の面積を除く。)が幼稚園設置基準に定める園舎に関する面積以上であるときは、児童福祉施設最低基準の保育室又は遊戯室の面積に関する基準を適用しないことができる(児童福祉施設最低基準第94条第1項)。

- ②幼保連携施設の屋外遊戯場及び運動場の面積が、幼稚園設置基準に定める運動場に関する面積と満2歳以上満3歳に満たない幼児について児童福祉施設最低基準の屋外遊戯場の面積に関する基準により算定した面積とを合算した面積以上であるときは、児童福祉施設最低基準の屋外遊戯場の面積に関する基準を適用しないことができること（児童福祉施設最低基準第94条第2項）。
- ③満3歳以上の幼児について児童福祉施設最低基準第33条第2項に規定する数の保育士の確保が困難であるものに対する同項の規定の適用について、幼稚園の教員免許状を有する当該幼保連携施設の職員であって、保育士となる資格の取得に努めており、その意欲、適性及び能力等を考慮して都道府県知事が適當であると承認したものは、保育士とみなすこと。この場合における都道府県知事の承認の有効期間は、承認日から3年とするが、当分の間、相当期間にわたり保育士の確保が困難である場合に限り、その有効期間を6年とすることができる（児童福祉施設最低基準第94条第3項から第5項まで）。

この承認に際しては、以下の点に留意されたいこと。

- ア 各施設における資格保有者の状況等に照らして、必要最低限の範囲で適切な者に承認を行うこと。
- イ 再承認が際限なく繰り返されることのないよう、保育士とみなされる者のそれまでの資格併有に向けた取組実績に関する事項を承認の要件とする等の取組みを行われたいこと。

3 社会福祉法施行規則の一部改正関係

私立認定保育所の利用手続きについて直接契約を導入することに伴い、私立認定保育所を社会福祉法第77条第1項の規定による書面交付義務の対象施設とするものであること。

第6 関係通知の一部改正

以下に掲げる通知について別添の新旧対照表のとおり改正すること。

「保育所の設置認可等について」（平成12年3月30日児発第295号厚生省児童家庭局長通知）

第7 その他

第6の関係通知の一部改正により、幼保連携型の認定こども園の場合には、幼稚園と保育所の定員の合計数が60人以上となるときは、保育所の定員が10人でも保育所の認可を行うことを認めることに伴い、各都道府県の幼稚園担当部局においては、以下の点について適切に措置を講じられたいこと。

- 1 保育所を設置している社会福祉法人については、「保育所の設置認可に係る規制緩和に伴う保育所を設置する社会福祉法人による幼稚園の設置について」（平成12年3月31日文初幼第523号）において、保育所を設置する社会福祉法人から私立の幼稚園の設置認可に関する申請があった場合には適切に御配慮いただくようお願いしており、私立幼稚園の認可審査基準において、保育所を設置している社会福祉法人を幼稚園の設置者に加えるといった改正等を行っていただいているところであるが、現時点でこうした改正等を行っていない都道府県におかれても、社会福祉法人が、保育所と幼稚園を一体的に設置して認定こども園の認定を受けようとする場合には、私立幼稚園の設置主体として認められるよう、適切な御配慮をお願いしたいこと。
- 2 法においては、私立学校振興助成法の特例により、認定こども園である幼保連携施設を構成する幼稚園及び保育所を設置する社会福祉法人が、当該幼稚園について補助金の交付を受ける場合には、同法附則第2条第5項による学校法人化措置義務の適用対象外とされ、社会福祉法人のまま助成を受け続けることができるとしているが、各都道府県の私学助成の補助要綱において、こうした社会福祉法人の取扱いについて、所要の規定が整備されるようお願いしたこと。

3 幼保連携型認定こども園については保育所の定員が10人でも保育所の認可を行うことが認められることとの均衡の確保等の観点から、幼保連携型認定こども園について、幼稚園と保育所の合計定員が現在の幼稚園認可基準に達する場合には、幼稚園の定員が10人程度の少人数であっても幼稚園の認可を行うことが認められるようにお願いしたいこと。

なお、この場合、保育所には満3歳に満たない子どもがいることから、こうした条件の検討に際しては、幼稚園と保育所の定員の合計数にはこうした低年齢児を含むこととし、また学級数ではなく定員で比較することが適当であること。